

# 負債とは何か？ What are Liabilities?

深草周（哲学道場・会計）<sup>1</sup>

## 1. 序論 Introduction

### 1.A. 負債の概念 the Thesis

負債 Liabilities とは何か？ **負債とは、(1)将来現金の支払可能性であり、かつ、その支払総額が(2)会計人によって(3)有限または有期であると会計人によって認識（=計上、オンバランス）されたものである。**また、将来現金の支払可能性があり、会計人によってその総額が認識されたものが負債である。

### 1.B. 本記事の構成 Plan

本稿では負債の定義を提案し、負債に3つの特徴を与える。その上で反対にそれら3つの特徴を満たすものが負債であることを確認し、負債が負債であることの必要十分条件を示す。また、その過程において負債が法律言語における債務から独立した会計言語固有のカテゴリであること、さらに、貸借対照表（バランスシート）の貸方(右側)は支払可能性の度合いによってスペクトラムをなしており、通説では負債と区別される自己資本（純資産）も「返済不要の負債」として説明できることを指摘する。

---

<sup>1</sup> 不動産会社で経理実務も担当。残念ながら大学等で会計学の単位を取ったこともなく、日商簿記3級しか取得していない。

## 1.C. 背景 Background

日本語の「負債」とは、日常的にはあいまいに使われる言葉のひとつであるが会計の専門用語である。

### 1.C.1 複式簿記という記録体系

会計<sup>2</sup>とは取引を記録し集積し、そして利害関係者 stake holders に報告することである。なぜ報告するのかと言えば、株式会社を典型とする組織<sup>3</sup>の経営者・運営者と、組織に対して資金を提供する債権者（主に銀行）や資本家（投資家・出資者・株主<sup>4</sup>）とでは情報の非対称性があるからである。すなわち、例えば資本家は経営者に対して人事権を持つが、経営の詳細までは知り得ないし、また知る必要もないが、一方で経営者が誠実かつ有能に会社経営をおこなっているかどうかをチェックし、必要であれば交代させる等の処置を取らなくてはならない。そこで、経営者は債権者や資本家などの利害関係者に対して**複式簿記という形式で整理した財務諸表という報告書類を一定期間ごとに提出することになる**。これはその期間の経営成績表であり、こうした報告書類を見て株主は経営陣の資質を判断し、ときには人事権を行使する。だから、財務諸表には会社の財務状態を判断するに足る情報が記載されていることが期待されている。

財務諸表の中で代表的なものが貸借対照表 Balance<sup>5</sup> Sheet, B/S という内訳表である。そもそも会計上は会社のすべての取引は複式簿記で左右二列（借方/貸方）で記録されるのだが、その大きな区分（勘定科目）は借方（左側）に資産 Assets と費用 Cost の2つの内訳、貸方（右側）に負債 Liabilities ・純資産 Net Assets or Equity ・収益 Profit の3つの内訳を持つ。手続きとして言えば、複式簿記では取引 Transactions は常に、貸方のい

---

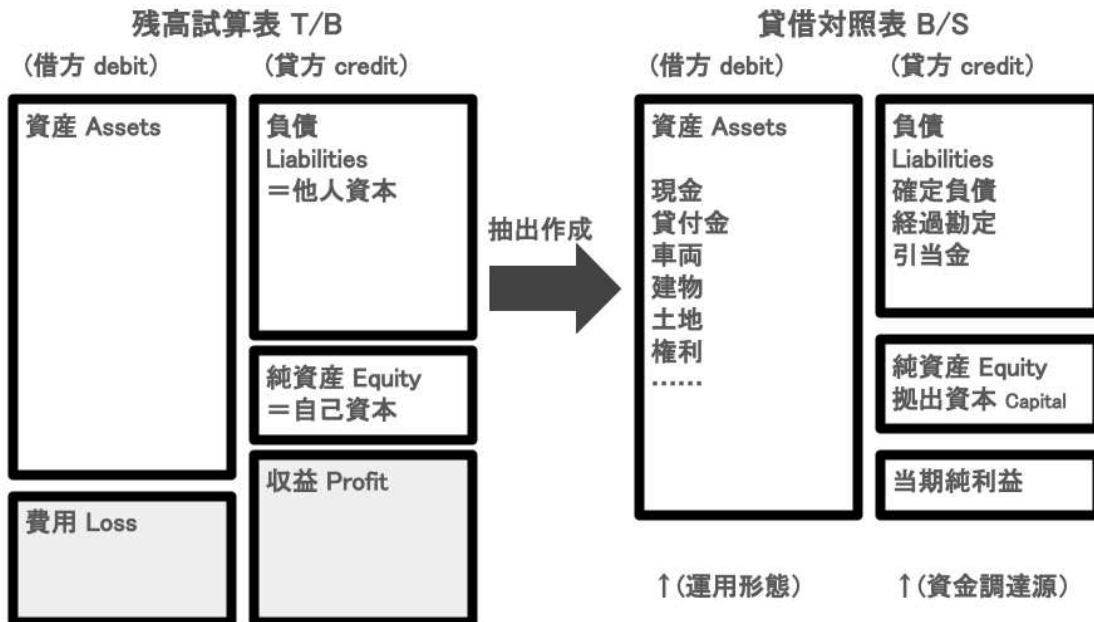
<sup>2</sup> 会計 Accounting と簿記 Book-keeping との区別は曖昧であり、論者によって微妙に定義や区別が異なるが、ここではこだわらない。

<sup>3</sup> 投資家=出資者に対して配当を出さず組織のことを営利団体、他の目的があって利潤を追求せず配当を出さない団体のことを非営利団体 Not-for-Profit Organization, NPO と呼ぶ。したがって、いわゆる日常的な「儲け」あるいは黒字を出していたとしても、それを配当として拠出しなければNPOと呼ぶに足る。

<sup>4</sup> 株主のことを正式には「社員」と呼ぶ。したがって、株主が問題になる場合は「従業員」という語彙などを使って「社員」という多義的な言葉を回避した方がよい。

<sup>5</sup> Balance とは「均衡」という意味もあるが、会計上は「残高」という意味である。

れかの勘定科目の組合せと貸方のいずれかの勘定科目の組合せとがペアで、なおかつそれぞれの合計が同額になるように記録されるので、それらの集積である貸方の総合計金額と借方の総合計金額とも一致するはずである。別言すれば、**貸方の勘定科目によって調達した資金（=借りるか、もらうか、儲けるかして得た資金）をどのように使ったか（何らかのモノと交換するか、消費するか）が借方に列挙してあるので、両者の合計額は必ず一致しなくてはならない。**これらすべてを記載してあるのが残高試算表 Trial Balance, T/B である。そしてこのうち、資産・負債・純資産を取り出し、当期の損益（当期純利益または当期純損失）を割り出して加えたものが貸借対照表である。



このような複式簿記のシステムは15世紀イタリアで数学的に定式化され、その後新たな経済事象の発生に応じてそれらをどのように帳簿に記入すべきか (=どのように認識すべきか) という議論がなされて来た。しかしそもそもなぜ左右2列で記録する必要が出てきたのかということをお問うならば、それは**借金（借入金）を含む「負債」勘定を明示的かつ明瞭に記録する必要があったから**である。資産は調達した資金の使い道であるから、ほとんどの場合目に見える姿かたちを持っていたり、具体的な行為（サービスを受けて対価を支払うなど）としてイメージできる。しかし、負債は証拠として記録しておかない限り目に

見えず触ることもできないというつかまえにくいものである。このような負債を統合的に管理できるシステムとして我々人類が現在持っている体系は複式簿記しかない。

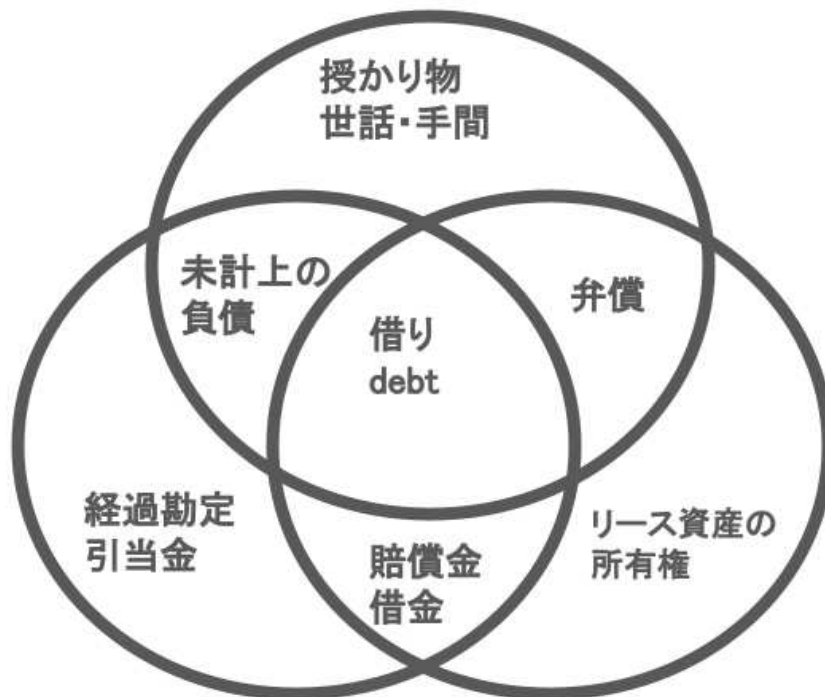
### 1.C.2 ʼ借り、の多義性

日常的な用法としては ʼ借り、debt のようなものだと認識されているが、それは借りは会計上の負債とは厳密にはどこが違うのだろうか？ そもそも借りとは何だろうか？

筆者としては借りは3つの言語の重複地点に位置づけたい。あるいは、借りは3つの言語にまたがる存在である。その3つの言語とは倫理言語・法律言語・会計言語（企業言語）である。すなわち、ʼ借り、という現象は日常生活でも、裁判所でも、ビジネスでも現れる。しかし、その認識のされ方、扱われ方は異なる。例えば農村の日常生活では葬式や家造りや大量のトウモロコシの皮むきでお互いに「手間」を借りあっていることがあるという。弁護士は権利義務の観念に基づいて債務という借りを算定する。ビジネスではツケもあるし、手付金(前受金)を受け取っておいてサービスは後から提供することもある。

これらの場面では倫理人、法律人、会計人とでも呼べる種類の人(一種の専門家)がいて、各々の視点で ʼ借り、を解釈して異なる特徴付けを与え、独自カテゴリで対象を認識しているとも説明できるだろう。だから、それに伴って運用される倫理言語、法律言語、会計言語が階層的に識別できる。

倫理的な借り＝恩・義理



会計的な借り＝負債

法律的な借り＝債務

また、強いて哲学の領域で考えるならば、倫理言語は一種の徳倫理学(この村で美德とされる恩とは何か)、法律言語は法哲学(公正な権利義務関係とは何か)、会計言語は会計哲学(負債とは何か)によって分析できる可能性がある。

三者の内容について見ていこう。例えば、**倫理人は`借り、を貨幣によって定量的に取り扱うことにあまり好意的ではない。**なぜそう言えるかということ、私たちはそれを`借りがある、と表現することもある一方、`恩、や`義理、と表現することもあり、特に「恩返し」のステレオタイプには、貨幣による借金返済・清算のイメージは相容れないからである。倫理人が認識する恩としての借りとは、(1)天から貸与された力を遺憾なく発揮して共同体に貢献したり、(2)お互い様の気持ちで義理を果たしたり、(3)相手に常に貸しをつくるようにポトラッチする potlatch といった態度をとることによってお返しされるものである。そして、そこでは等価交換<sup>6</sup>ではなく継続的関係の確認としてむしろ多めに貸し返されることの方が多いかもしれない。また、耳慣れないかもしれないが「恩送り」 pay

<sup>6</sup> 等価交換と言うのだが、この世に元から等価なものなど無く、交換が生じて初めて交換されたものが等価だったことになると言いたければ言うこともできる。

forward という日本語もあるように、恩は与えた人に直接返されるとは限らない。ラジユ (2014) も指摘するように、我々は先行世代からすべてを贈与されており、そして贈与とは返済する必要がなくあるいはそもそも返済不能な借りであり、かつ、贈る側が贈与だと思っけていても与えられる側にとっては借りになるという非対称性がある。そこで「恩送り」のような形式で後発世代や同じ共同体の他の人に受けた恩を与えていくという交流の仕方も発生するのである。

一方、法律人は「借り」を権利義務関係、あるいは債権債務関係の一部であるとする。倫理人と異なり、そこには実定法にもとづくテキストが根拠としてあらかじめ示されていることが多いだろう。つまり、その言語は立法機関によって制定された規約的なものである。そして制定された法令は暴力装置による強制や司法としての権威、公平無私の理念を背景に伴う。民事訴訟の賠償額などはあらかじめ算定基準があり、失われた人命すらもここでは貨幣によって測定され、債務となる。

さて、会計人は「借り」を負債として、「将来現金の支出」として考えるが、このような定義だと巡り巡って現金で支払う予定が見込まれるものはおよそすべて負債である。だから、法的債務だけでなく、例えば工事の前金(前受金、対価となるサービスはまだ支払っていない)や、メーカーが顧客に提供している商品に不良品が出て確率的に損失が見込まれる場合の積立金(商品引当金)も負債には含まれるのである。だから、恩義も負債も「借り」のようなものであるが、まったく異なる印象を受けるのではないかと思う。会計言語を駆使する会計人は将来の支払見込を会計的な合理性(企業会計原則<sup>7</sup>)によって算定する。

---

<sup>7</sup> 企業会計原則は7つの大原則を持っている。(1)真実性の原則、(2)正規の簿記の原則、(3)資本取引・損益取引区分の原則、(4)明瞭性の原則、(5)継続性の原則、(6)保守主義の原則、(7)単一性の原則である。

## 2. 論証 Arguments

**第一に、負債には将来現金の支払可能性という特徴がある。**なぜならば負債は(1)それ自体を減少させるか、もしくは(2)将来費用を抑制するために金によって支払われる必要があるからである。負債には2024年現在3つの種類(=下位区分)があり、それは法的な確定債務と経過勘定と引当金である。このうち、確定債務はそれがあり続けることによって企業は追加の利払が必要になるため、そこから将来現金の支払可能性が発生する。一方、後二者の経過勘定や引当金は将来の会社自身(来期以降の会社自身)に対する自己金融(=将来の自分自身からの借り)であるが、これは偶発的な将来支払可能性(例えば修繕引当金)や予定された支払可能性(例えば従業員に対する退職金引当金)への備えとして積み立てる必要がある。

なお、負債は将来現金の支払義務ではなく、あくまで可能性である。なぜならば、実際に支払う必要があるかどうかは将来時点が到来するまで不確実であり、手元に現在ある現金を認識するのと同じレベルでは認識できないからである。支払義務のある負債のことを確定債務と呼び、支払可能性がある負債には経過勘定と引当金がある。そして支払不要なものが自己資本(法的な所有権と重複する)であると解釈できる。言い換えれば、貸借対照表の貸方(右側)は、上から順に将来支払の可能性が高いものから低いものへ、そしてまったく無いもの(自己資本)<sup>8</sup>へと並べられているのである。

**第二に、負債は支払総額が一定の金額である必要がある。**なぜならば、支払総額が一定ではなく、無期限(期限不定、総額不定)に費用を支払い続ける場合は会費やサブスクリプションであると認識(=計上)すべきだからである。一方、例えばリース負債のようなケース(リース期間が終わり、すべてのリース料を支払うとリース資産が借り手に譲渡される場合)

---

<sup>8</sup> 大航海時代の商船隊のようなケースでは一回の航海で企業としては解散し、株主に配当金に加えて、資産から元本も償還することもあったのかもしれない。その場合、事実上、元本に利子を加えて返済される社債と区別はつかない。一方、現代では企業には「継続企業の前提」going concernがあり、企業は解散しないものとみなされる。すなわち、会社とは半永久的に持続する実体である。タデマエとしてそうである以上、株式に対してはその所有者に配当金が支払われることはあっても会社が解散して元本が戻ってくることは無いとしなければならない。つまり、現代において新規発行の株券を買うということは元本を贈与することと同義なのである。

は、リース期間中はそれに対応するリース資産の法的な所有権は貸し手にあるにも関わらず、会計上はリース資産の一定の総額を負債として認識（＝貸借対照表に計上）し、それに対する分割支払としてリース料を支払っていることを明示すべきである。なぜならば、会社が占有または使用している実質的な財産がどの程度あるかを、ローンで資産を購入して使用する場合と同様に、会計は投資家を含む利害関係者に情報提供すべきだからである。

**第三に、負債は会計人 accountant によって認識される必要がある。**これは言い換えれば、**法令上の区分（法律人の認識）だけでは会計的認識（＝何をどこに計上すべきか）を得ることはできない**ということである。なぜならば、法的な債務 debt とは証憑（しょうひょう）と呼ばれる領収書、契約書、請求書などの証拠書類 evidences を伴った確定債務 firm debt のことであるが、一方で負債の中には法的な強制力を伴わず**会計固有の合理性と原則**を持って運用される経過勘定と引当金もあるからである。また、例えばリース資産・リース負債のように法的な所有権と資産運用形態とがズレる場合があり得るからでもある。これらのことを言い換えれば、**会計言語（企業言語）は法律言語とは異なる**からだということもできる。

では反対に上記3点の特徴さえ満たしていれば負債と言って差し支えないだろうか？ 差し支えない。なぜならば、まず会計人が認識するものは資産・負債・純資産・費用・収益・利益の6種類しかないが、このうち支払に関わるものは負債と費用のみであり、さらに会計人によって認識された総額を志向して支払を必要とするのは負債のみだからである。

### 3. 異論の検討 Objection

通説では負債とは簡単に言えば「資産のマイナス」と認識されている。なぜならば、**資産－負債＝純資産**という恒等式（資本等式）の中で負債は形式的に表現されるからである。しかし、西澤(2005)に指摘される通り、資産と負債とは対称的ではない。すなわ



ち、資産の減少が負債であり、負債の減少が資産であるということはない。なぜならば、資産とは現在（＝当期）換金可能なものの総体であり、負債とは将来（＝来期以降）支払可能性のあるものであり、**両者の時制が一致しない**からである。この時制が一致しないことから、資産は現在のであり確実に換金可能で客観的なものであるが、一方で負債は将来的であり不確実に主観的に認識されるものであることがわかる。

## 4. 結論 Conclusion

以上の検討から、会計学上の「負債」とは、**(1)将来現金の支払可能性であり、かつ、その支払総額が(2)会計人によって(3)有限または有期であると会計人によって認識（＝計上、オンバランス）されたものである**ことを確認した。

## 参照文献

- 小沢浩『簿記がわかってしまう魔法の書』日本実業出版社、2019。
- デヴィッド・グレーバー『負債論——貨幣と暴力の5000年』酒井隆史監訳、高祖岩三郎・佐々木夏子訳、以文社、2016。
- ナタリー・サルトウ＝ラジュ『借りの哲学』監訳高野優、小林重裕訳、太田出版、2014。
- 西澤健次『負債認識論 新しい負債認識を求めて』国元書房、2005。